

論点第 2 の 1 関連

※第1回会議資料3、第2回会議参考資料2から抜粋(一部新規作成含む)

【論点】

第 2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

1 転籍の在り方 (技能実習)

技能実習と特定技能の制度比較（概要）



	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／ 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れOJTを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会）及び分野所管省庁
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合

監理団体等

技能実習実施困難時届出

外国人技能実習機構

実習生が技能実習の継続を希望

<転籍に向けた取組>

- 他の実習実施者・監理団体等との連絡調整

（ 監理団体が技能実習生の転籍を
あっせん ）

支援

<転籍に関する支援>

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）
令和4年10月31日時点で監理団体2,583機関が利用者登録
 - 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供
- （注1）技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。
- （注2）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合

（参考）転籍は、やむを得ない事情（現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わない事情）がある場合に認められる。

- ・ 実習実施者の経営上・事業上の都合
- ・ 実習認定の取消し
- ・ 実習実施者における労使間の諸問題
- ・ 実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題 等

技能実習生の転籍件数（推計値・暫定値）（※）

実習実施者等の受入れ側の都合により実習実施困難となった
技能実習生の80%以上で転籍が成立

※ 監理団体等からの技能実習法第33条第1項等に基づく技能実習実施困難時届出のうち、監理団体や実習実施者都合によるもの（令和2年度の8,241件）と、技能実習生からの入管法第19条の16第1号に基づく活動機関（実習実施者）の移籍に関する届出（令和2年度の約6,700件）を使用して推計したもの。

外国人技能実習機構における
実習先変更個別支援受理事件数

単位：件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援	20	36	54	49	39

（出典）外国人技能実習機構「令和3年度業務統計」

実習途中での実習先変更について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第10条（抜粋）

- 2 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。
 - 三 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。
 - チ 同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

「技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～」（令和4年10月 出入国在留管理庁・厚生労働省編）（59～60ページ抜粋）

- 規則第10条第2項第3号チの「同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情としては、以下のものが該当します。（中略）

② 転籍

実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。

次段階への移行の際の実習先変更について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第10条（抜粋）

2 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。

四 申請者が次のいずれにも該当する者であること。

ロ 第二号技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に係る技能実習生に第一号技能実習を行わせた者であること（第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることができない場合、第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることが適当でない場合その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。

「技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～」（令和4年10月 出入国在留管理庁・厚生労働省編）（62～63ページ抜粋）

- 第1号及び第2号の技能実習の合計3年間については、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間であるため、同一の実習実施者において計画的かつ効率的に一貫して技能等を修得・習熟させることが重要です。したがって、第2号の技能実習計画に係る申請者はその技能実習生に第1号技能実習を行わせた者であることが求められます。
- ただし、第1号技能実習と同一の実習実施者でないことについて、やむを得ない事情がある場合は、例外的に第1号技能実習を行わせた者以外の申請者も認められます。やむを得ない事情がある場合に該当するのは、例えば、以下のとおりです。
 - ・ 第1号技能実習を行わせた実習実施者の倒産・経営状態悪化・ 第1号技能実習を行わせた実習実施者における実習認定の取消し
 - ・ 第1号技能実習を行わせた実習実施者における労使間の諸問題・ 第1号技能実習を行わせた実習実施者における対人関係の諸問題
 - ・ その他、第1号技能実習を行わせた実習実施者で技能実習を続けさせた場合において技能実習の適正な実施が期待できないと認められるとき
- なお、第3号技能実習については、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間は修了しており、いわゆる応用段階の実習になることから、第2号技能実習を行わせた実習実施者と同一の者の下での技能実習であることを必ずしも求めていません。技能実習生の意向に基づいて、実習先を選択することが可能となっています。

特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)

1 調査概要

特定技能制度及び技能実習制度について、制度利用者に対し、利用目的、制度に対する意識や満足度を調査し、両制度の利用実態の把握を行ったもの。

2 調査方法

制度利用者(調査対象者)を無作為に抽出し、アンケート票を郵送し、回答後、返送する方法で実施した。(なお、技能実習生及び特定技能外国人については、所属機関経由で本人に配付し、返送は本人自身で行うものとした。)また、調査は、無記名としたほか、外国人向け調査票は多言語翻訳を行った。

3 調査実施期間

令和4年5月9日から同年6月3日まで

4 調査対象

	対象者	抽出数
技能実習制度	技能実習生	4,000 名
	実習実施者	1,000 機関
	監理団体	500 機関
特定技能制度	特定技能外国人	1,000 名
	特定技能所属機関	400 機関
	登録支援機関	200 機関

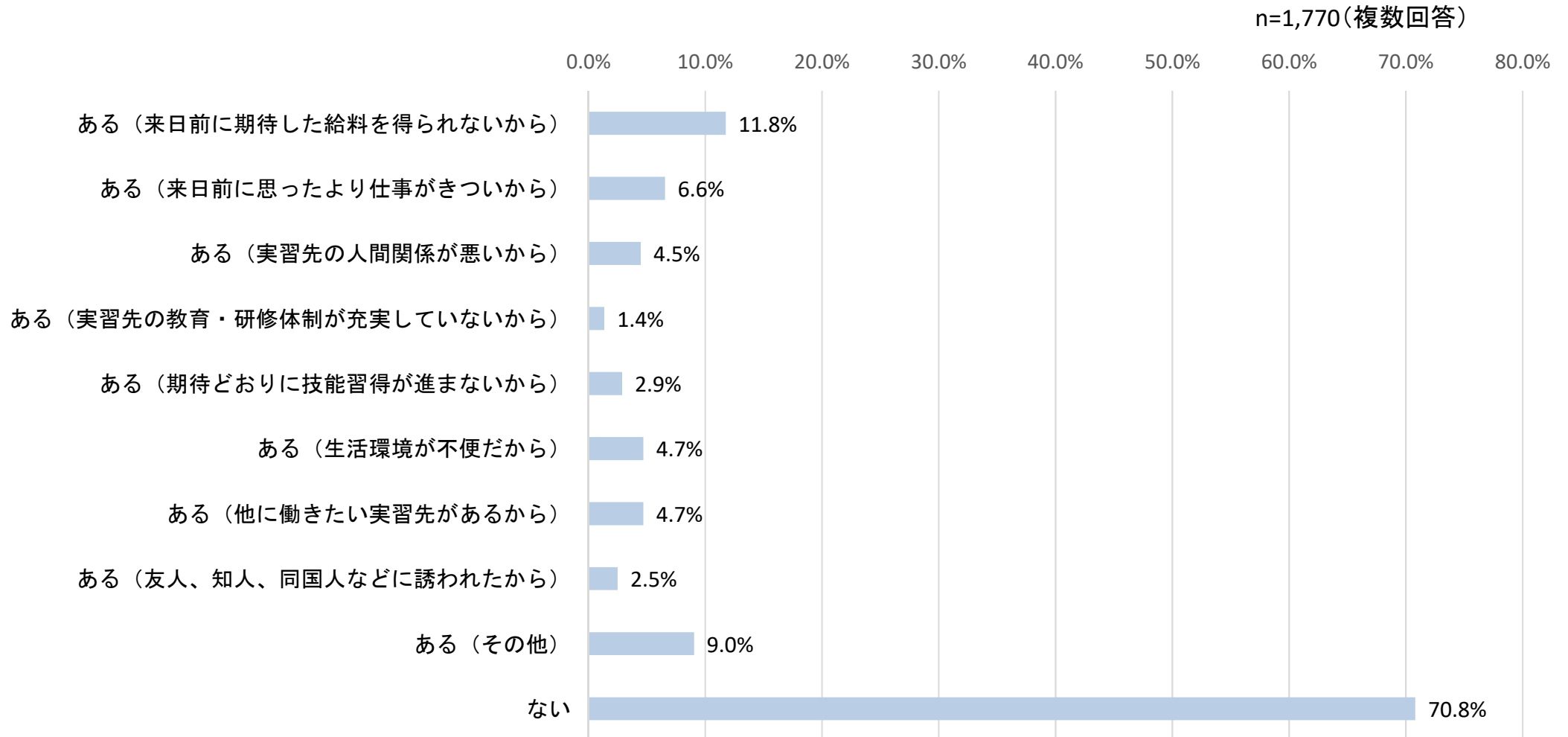
5 有効回答数

	対象者等	配付数	有効回答数	(回答率)
	全体	7,100	3,906	(55.0%)
技能実習制度	技能実習生	4,000	1,915	(47.9%)
	実習実施者	1,000	604	(60.4%)
	監理団体	500	378	(75.6%)
(内訳)	特定技能外国人	1,000	621	(62.1%)
	特定技能制度 特定技能所属機関	400	262	(65.5%)
	登録支援機関	200	126	(63.0%)

（技能実習生向けアンケート）

（3）技能実習制度に対する意識について

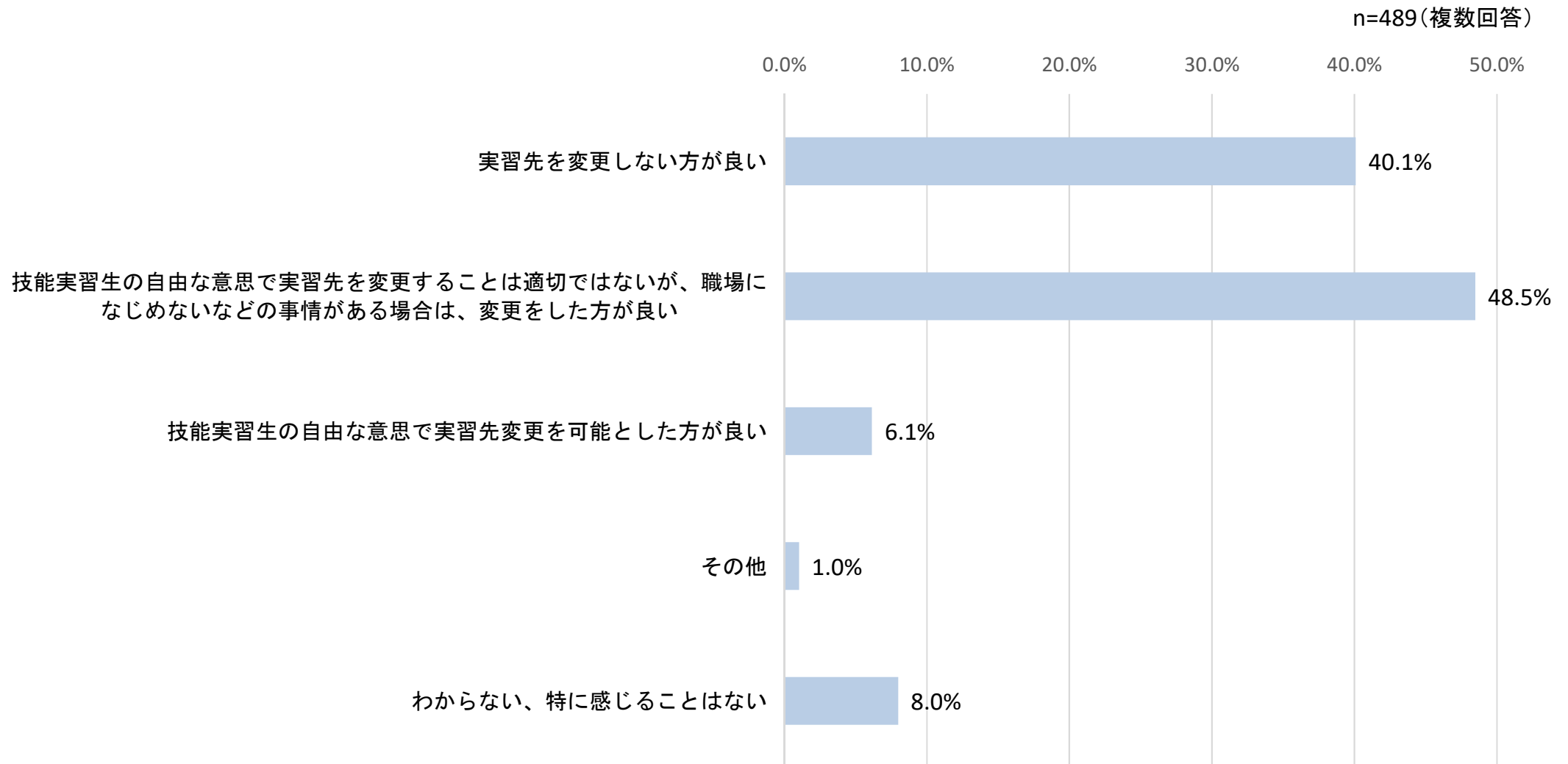
Q11 あなたは技能実習途中に実習先を変えたいと考えたことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。



（実習実施者向けアンケート）

（3）技能実習制度に対する意識について

Q7 実習期間中を通じ、同じ実習実施者の下で行うこととなっていますが、この点についてどのように感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

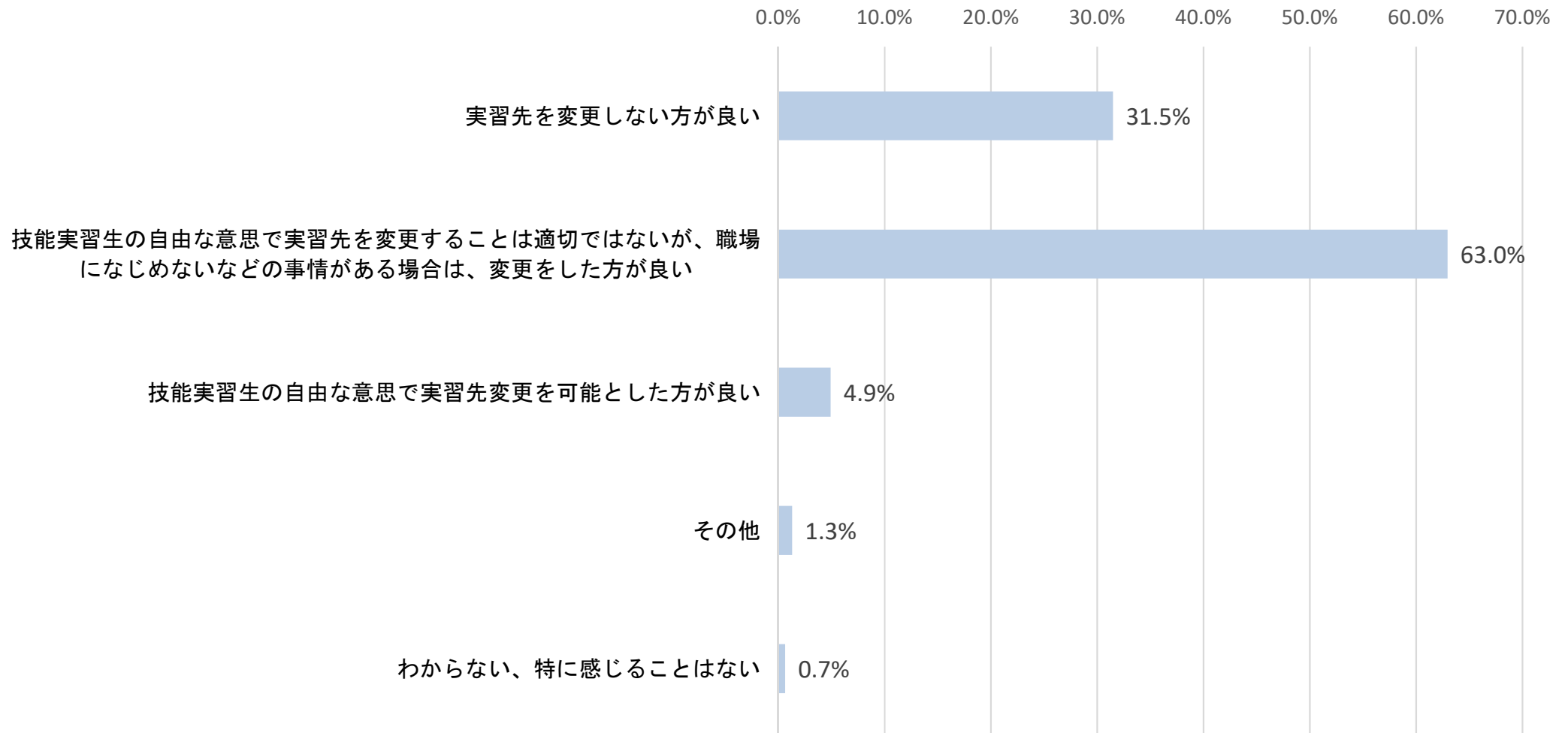


（監理団体向けアンケート）

（3）技能実習制度に対する意識について

Q8 実習期間中を通じ、同じ実習実施者の下で行うこととなっていますが、この点についてどのように感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

n=305（複数回答）



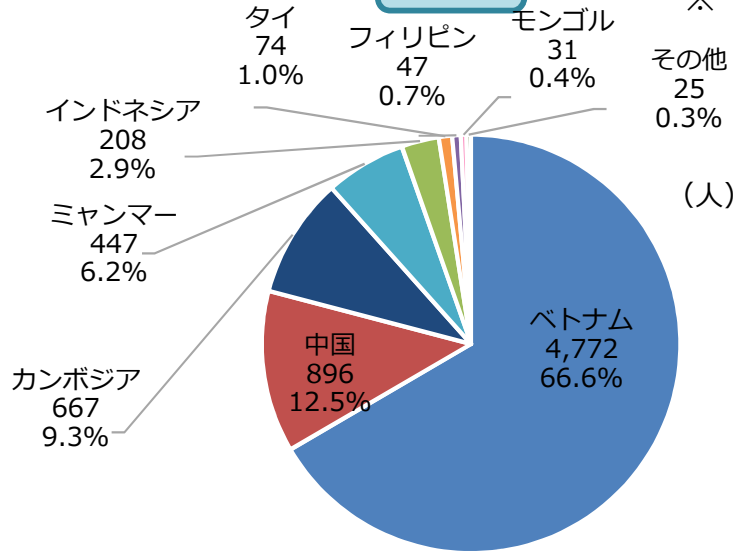
技能実習生の失踪状況

- 令和3年における技能実習生の失踪者数は7,167人であり、**技能実習生数（注1）に占める割合は1.8%**
- 国籍別では、技能実習生数と比較して「フィリピン」の失踪者全体に占める割合が低く、「カンボジア」の割合が高い傾向にある。
- 職種別では、在留技能実習生数（注2）と比較して「食品製造関係」の失踪者全体に占める割合が低く、「建設関係」の割合が高い傾向にある。

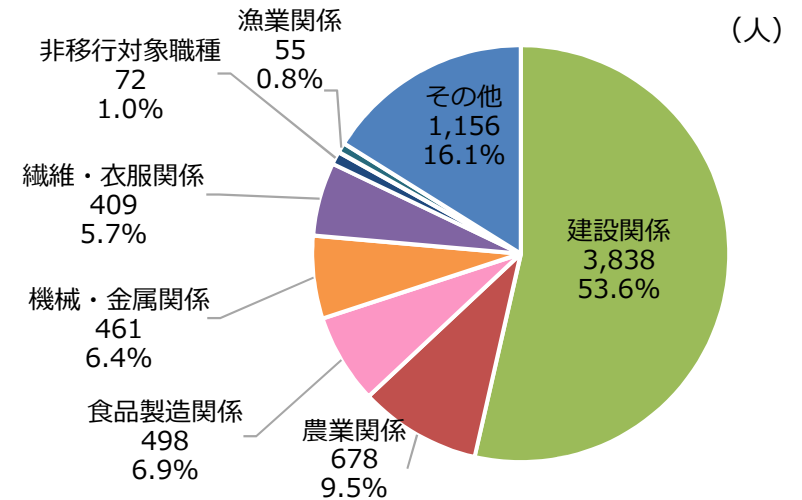
失踪者数：7,167人（令和3年）

※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

国籍別

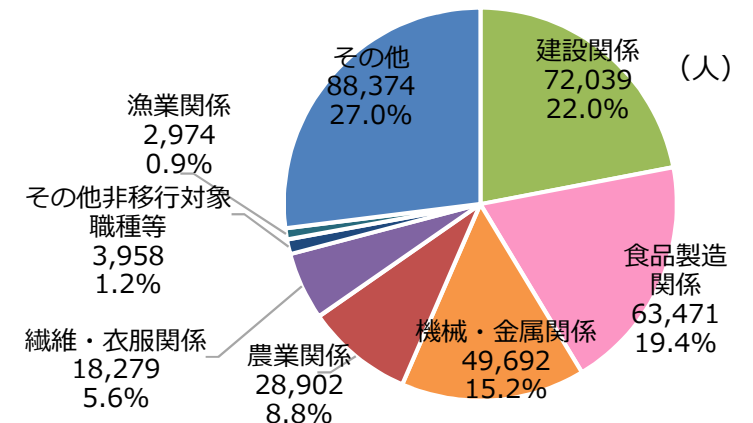
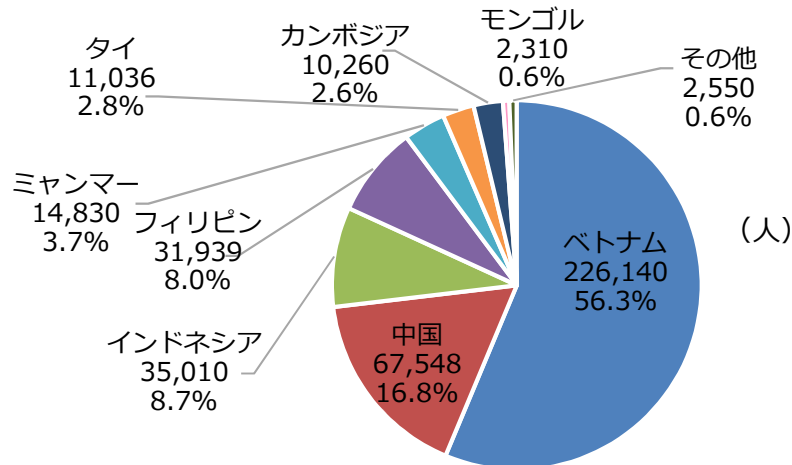


職種別



（注1）在留技能実習生数378,200人（令和2年末）に在留資格「技能実習」の新規上陸許可件数23,423人（令和3年）を加えた401,623人

（注2）職種別の在留技能実習生数（令和4年6月末、速報値）



（注3）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入

（出典）出入国在留管理庁ホームページ

特定技能外国人の自己都合による離職状況(暫定値)

- 特定技能外国人の自己都合による離職者数(注1)は、1万9,899人(制度施行から令和4年11月まで)である。
- 特定技能在留外国人数(令和4年11月末時点)における割合は16.1%となっており、分野別では「宿泊」(32.8%)、「農業」(20.1%)の順で高い。
- 自己都合による離職後の状況は、帰国(31.4%)が最も多く、次いで特定技能での転職(30.3%)となっている。

(注1) 外国人本人の都合により離職したとして届出があったものであり、行方不明等は含まない。

<表1> 分野別の自己都合による離職者数(制度施行から令和4年11月までの延べ人数)

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船・ 舶用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	全分野
①離職者数 (注2)	1,600	240	3,655	1,458	570	142	10	63	3,151	245	7,846	911	19,891 (注3)
構成比	8.0%	1.2%	18.4%	7.3%	2.9%	0.7%	0.1%	0.3%	15.8%	1.2%	39.4%	4.6%	100.0%
②在留者数 (令和4年11月末)	15,092	1,692	26,183	12,010	4,337	1,594	125	192	15,675	1,565	40,578	4,644	123,687
割合 (①/②)	10.6%	14.2%	14.0%	12.1%	13.1%	8.9%	8.0%	32.8%	20.1%	15.7%	19.3%	19.6%	16.1%

(注2) 特定技能所属機関からの地方入管に対する随時の届出の内容(外国人の自己都合を届出事由とするもの)を基に集計した延べ人数

(注3) 集計の際に分野を特定できない者があるため、上枠の総数とは一致しない。

(注4) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

<表2> 自己都合による退職後の状況(注5)

在留状況	人数	構成比
① 帰国	6,061	31.4%
② 特定技能での転職	5,852	30.3%
③ 別の在留資格へ変更	2,915	15.1%
④ 上記のいずれにも非該当(注6)	4,471	23.2%
合計	19,299	100.0%

(注5) 自己都合による離職後の在留状況をフォローアップしたものの、届出後の対応により復職した者を除くなどしているため、表1の総数とは一致しない。

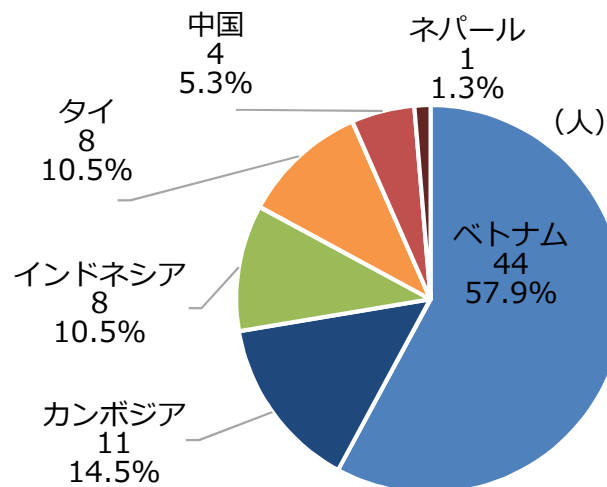
(注6) 求職活動中、在留資格変更許可申請中などが含まれる。

(注7) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

特定技能外国人の行方不明状況

- 令和3年における特定技能外国人の行方不明者数は76人であり、**特定技能外国人数（注1）に占める割合は0.14%**
- 国籍別では、特定技能外国人数が2番目に多い「フィリピン」の行方不明者は発生していない。
- 分野別では、特定技能在留外国人数（注2）と比較して「農業」や「建設」の行方不明者全体に占める割合が高い傾向にある。

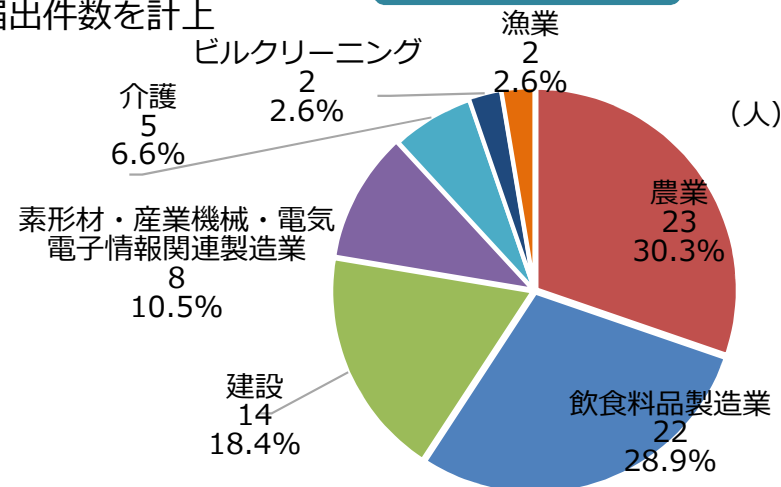
国籍別



行方不明者数 76人（令和3年）

※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

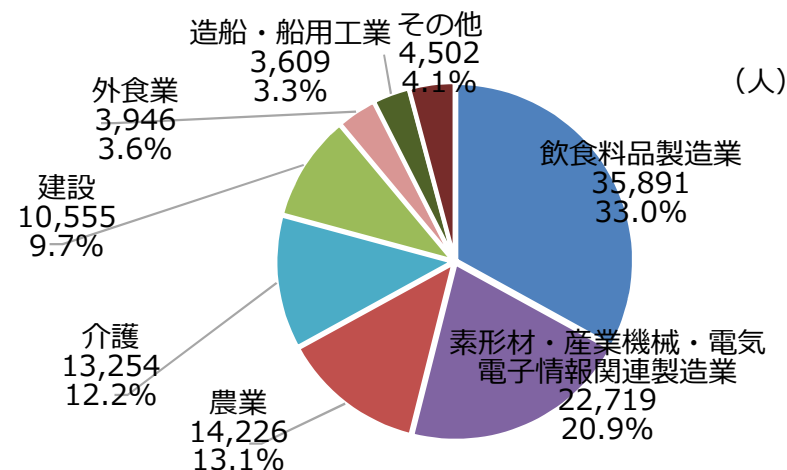
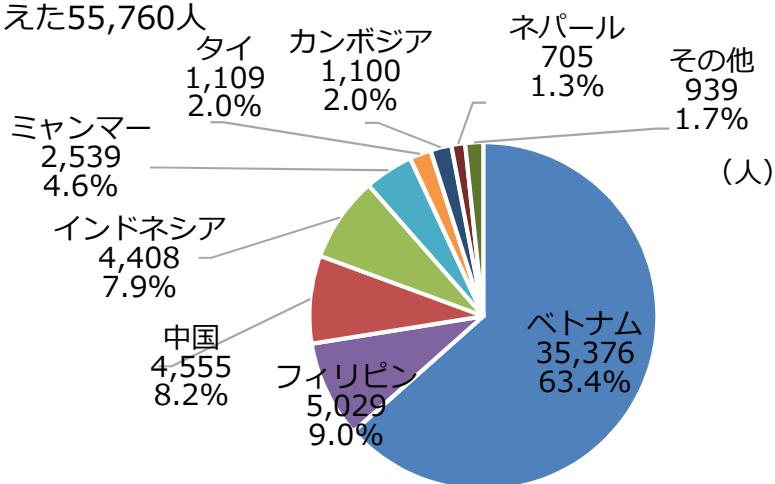
分野別（※）



（※）令和3年の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の行方不明者数は、旧分野「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」の合計値

（注1）特定技能在留外国人数15,663人（令和2年末）に在留資格「特定技能」の新規上陸許可件数1,093人及び資格変更許可件数39,004人（令和3年）を加えた55,760人

（注2）分野別の特定技能在留外国人数（令和4年9月末、速報値）



（注3）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの 11

諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度（概要版）

	韓国	台湾	シンガポール	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	フランス	ドイツ
非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度の例	雇用許可制（①一般雇用許可制(E-9ビザ）、②特例雇用許可制(H-2ビザ)）	客工（Guest Workers）制度	労働許可（Work Permit）	①季節農業労働者（H-2Aビザ） ②農業以外の一時的・季節労働者（H-2Bビザ）	季節労働者（Seasonal Worker）ビザ	太平洋オーストラリア労働力モビリティ（Pacific Australia Labor Mobility）	①臨時外国人労働者プログラム ②農業ストリーム ③在宅介護者 ④季節労働者プログラム	①季節労働者 ②有期契約労働者、無期雇用契約労働者	①オペア ②季節労働者 ③家事使用人 ④西バルカンルール
制度概要	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業等の分野で、3年（1年10か月の延長可、1か月以上の一時帰国を経た再入国を含めれば最長9年8か月）在留可	家庭・施設介護者、家庭サービス労働者、製造業務、建設業務、海洋漁業務、畜産業務の分野で最長12年（介護業は14年）在留可	建設業、製造業、海運業、石油化学産業、サービス産業、家事労働の分野で、最長14年～期間の定めなく在留可	農作業その他一時的、季節的で、かつ国内労働者が不足している職業について、最長3年在留可	農業分野で最長6か月在留可	農業、園芸、宿泊、観光、接客業、食肉加工、漁業、介護の分野で、短期（最長9か月）又は長期（最長4年間）で在留可	①特定の分野に限定せず ②④農業、 ③介護分野で、 ①③最長2年、 ②④最長9か月在留可	特定の分野に限定せず、 ①6か月（※） ②1年間（更新可） 在留可 ※労働許可証は3年間有効だが、12か月間のうち6か月を超えて仏に滞在できない	①簡単な家事や子どもの世話で最長1年在留可 ②農業等で最長6か月在留可 ③最長3年在留可 ④2023年までの時限的措置
転職	①原則不可 ※ただし、以下の場合は転職可（回数制限あり）。 ●使用者による正当な理由での契約解除、雇用契約満了後の更新拒絶 ●使用者の休業・廃業・人権侵害等で就労継続不可 ●負傷等による当該事業所での就労継続不可 ②可	原則不可 ※既存の雇用主、外国人本人及び新雇用主の三者が合意すれば、雇用主の転換は可。	原則不可 ※家事労働を除き、労働許可証が有効な間は、既存の雇用主の同意があれば人材開発省へ申請した上で転職可。労働許可証の有効期限が切れる前の40～21日の間は、既存の雇用主の同意なしに転職可。	可 ※原則として事前に市民・移民局の承認が必要。	可 ※政府から認可を受けた労働者供給事業者により、斡旋が行われる。	—	①— ②— ③— ④可（本人の同意、送出国の駐カナダ代表及びカナダ雇用・社会開発局の承認に基づき可）	可	①— ②— ③可 ④—
家族帯同	×	×	×	○（就労×、就学○）	×（滞在中に英国で子どもが生まれた場合、家族滞在許可申請可）	短期労働者× 長期労働者○	①○ ②— ③— ④—	①× ②○	①× ②× ③— ④—

※本資料は「諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人受入れ制度について」（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第2回）参考資料2）の概要版である。